

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置		
税 目	（所得税、消費税、その他関係のある税）		
要 望 の 内 容	<p>現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法のあり方等について議論を行っているところ。これを受けて、予防接種法の改正法案を提出する場合、それに伴って所要の税制改正を行う必要がある。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>予防接種等をめぐる昨今の環境の変化に対応するため、予防接種制度全般について見直しを検討することが必要である。</p> <p>このため、現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法のあり方等について議論を行っているところ。これを受けて、予防接種法の改正法案を提出する場合、それに伴って所要の税制改正を行う必要がある。</p> <p>なお、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、議論が必要とされている事項は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方 (2) 予防接種事業の適正な実施の確保 (3) 予防接種に関する情報提供のあり方 (4) 予防接種費用の負担のあり方 (5) 予防接種に関する評価・検討組織のあり方 (6) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、予防接種部会における議論の状況等を踏まえて、予防接種法の改正法案を提出する場合、それに伴って所要の税制改正を行う必要がある。</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （ － 百万円）</p>

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策中目標1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		なし